**「太陽光発電設備設置」に係る転用申請に添付する資料**

1. 土地利用計画図

・「ソーラーパネル」　「パワコン（キュービクル）」　「送電ポールの位置」　「電線接続（パネルから電線接続に至る経路）」　「排水方向」を図示してください。

・「パネルの設置数」「パネル支柱の高さ・構造・設置方法」「フェンスの高さ・構造・設置方法」が分かるよう、図示（または立面・平面図を添付）してください。

1. 発電される電力量を説明する資料

・ソーラーパネルのパンフレット

・発電量シミュレーション表（収支計画表）　等を添付してください。

1. 中部経済産業局（経済産業省）の認定通知書の写し（FIT法（固定価格買取制度）の場合）

　　農地転用許可申請時において、認定申請中の場合には、認定申請済であることを確認できる書類（電子申請画面のハードコピー等）の写しを添付してください。

　　その後、事業認定がされた場合には、速やかに認定通知書の写しを提出してください。認定通知書の写しが提出されないと、農地転用許可が遅れますのでご注意ください。

1. 小売電気事業者との電気売買契約書の写し（非FIT法の場合）
2. 経済産業省の小売電気事業者の登録を証明する書類（非FIT法の場合）

経済産業省から発行される「小売電気事業を営もうとする者の登録について」の通知文の写し（④の小売電気事業者のもの）を添付する。

1. 中部電力に接続契約申込済であることを確認できる書類

（「系統連携に係る契約のご案内」の写し　等）

1. 資金の証明（預金通帳の写し・残高証明・融資証明　等）

2024/5/27